⑶　当初業務
①　業務名称　（仮称）大船渡地区津波防災拠点施設他基本実施設計等業務その１
②　業務概要
・建築基本設計
・設備基本設計
・屋外土木基本設計
・造園基本設計
・許認可等に関する行政協議資料等の作成
・設計調整
③　履行期間　契約締結の翌日から平成26年３月21日（予定）
⑷　契約予定業務Ⅰ
①　業務名称　（仮称）大船渡地区津波防災拠点施設他基本実施設計等業務その２
②　業務概要
・建築実施設計・積算
・設備実施設計・積算
・屋外土木実施設計・積算
・造園実施設計・積算
・許認可等に関する申請資料等の作成
③　履行期間　平成26年３月22日から平成26年12月16日（予定）
（指定部分）建築（建物）・機械設備・電気設備・屋外整備（土木・造園）工事の実施設計、数量積算の完了　平成26年８月18日（予定）
⑸　契約予定業務Ⅱ
①　業務名称　（仮称）大船渡地区津波防災拠点施設他基本実施設計等業務その３
②　業務概要
・設計意図伝達業務
・設計監修業務
③　履行期間　平成26年12月17日から平成28年３月31日（予定）

２　参加資格　技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
⑴　単体企業
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
②　当機構の東日本地区における平成25・26年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。
③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
④　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
⑤　業務実績として、以下に示す建築物の基本設計業務及び実施設計業務※１（以下、「同種業務」という。）について、平成15年度以降において、元請として受注し、完了した実績を１）、２）それぞれ１件以上有すること。（対象業務は、施工中の建物も含めるものとします。）
業務実績に係る建築物の要件
１）階数が地上３階以上、延床面積が3,000㎡以上、構造がＲＣ造又はＳＲＣ造、ＰＵＢＤＩＳ施設用途の中分類の内「劇場・会議場」又は「社会教育・研修施設」に該当する建築物
２）官庁施設の総合耐震・対津波計画基準※２に定める耐震安全上の分類をⅠ類又はⅡ類とする建築物。
※１　基本設計業務及び実施設計業務は、それぞれが別の建物の業務も可とするが、基本設計業務と実施設計業務の組み合わせをもって１件とみなす。
※２　従前の「官庁施設の総合耐震計画基準」を含む。
⑵　設計共同体　⑴に掲げる条件を満たしている者（⑴①から④については全ての構成員に必要な条件、⑴⑤については代表者に必要な条件）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年８月２日付東日本賃貸住宅本部長）に示すところにより、東日本賃貸住宅本部長から（仮称）大船渡地区津波拠点施設他基本実施設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況
⑵　専門分野別の技術職員の状況
⑶　同種業務の実績
⑷　地域の精通性
⑸　配置予定の技術者の資格、同種業務の実績の内容及び手持ち業務の状況
⑹　業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定も含む）

４　技術提案書を特定するための基準
⑴　配置予定の技術者の資格、同種業務の実績の内容及び手持ち業務の状況
⑵　業務実施方針　取組体制、設計作業の進め方、スケジュール管理、品質管理・コスト管理
⑶　評価テーマに対する技術提案の内容　提案の的確性・独創性・実現性

５　手続等
⑴　担当支社等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部経理チーム　電話03―5323―2800　ファクシミリ03―5323―2932
⑵　説明書の交付期間・場所・方法
交付期間　平成25年８月２日から平成25年10月１日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く）まで。
交付場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー22階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部復興住宅第２チーム　電話03―5323―2645　ファクシミリ03―5323―2451
交付方法　配布する。
⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
提出期限　平成25年８月12日午後４時まで
提出場所　５⑵の交付場所に同じ。
提出方法　あらかじめ提出日時を連絡の上、持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
提出期限　平成25年10月１日午後４時まで
提出場所　５⑵の交付場所に同じ。
提出方法　５⑶の提出方法に同じ。

６　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付すること。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　技術提案書を特定された者は、１⑶、⑷、⑸に示す各業務ごとに見積った金額の合計額をもって入札するものとする。
⑷　１⑶の当初業務については、⑶による入札後、速やかに落札者と当機構間において基本設計業務請負契約を締結する。
⑸　契約予定業務Ⅰ（上記１⑷）及び契約予定業務Ⅱ（上記１⑸）の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。
⑹　市との協議及びその他やむを得ない理由により、業務の停止になることがありうる停止条件付業務である。
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。
⑼　２⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業、又は２⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合も含む。）も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑽　情報公表の拡大　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件へ